

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 887 号
改正 平成 25 年 1 月 16 日新人委第 676 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日新人委第 788 号の 4
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 5
改正 令和 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 2
改正 令和 5 年 1 月 20 日新人委第 696 号
改正 令和 7 年 3 月 28 日新人委第 810 号
改正 令和 8 年 3 月 30 日新人委第 742 号

新人委第 16 号
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会
委員長 丸山 正

通勤手当の運用について

新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 33 号）の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

記

条例第 14 条の 2 関係

- 1 この条の第 5 項の「運賃等相当額」には、新潟市職員の通勤手当に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 33 号。以下「規則」という。）第 10 条第 3 号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。
- 2 この条の第 5 項の「第 2 項第 2 号に定める額」には、規則第 10 条第 2 号に掲げる職員に係るものは含まないものとする。

規則第 2 条関係

- 1 この条の第 1 項の「勤務公署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等及び新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第

35号) 第1条第1項に規定する市の休日(規則第4条関係及び規則第21条関係第1項において「市の休日」という。)により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務公署に勤務しないこととなるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であつて、通勤していると認められないときは、この限りでない。

2 この条の第2項の「経路の長さ」の測定に当たっては、便宜、国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法(昭和24年法律第188号)第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図(いずれも縮尺5万分の1以上のものに限る。)を用いて行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。

規則第3条関係

- 1 職員の併任により2以上の勤務公署に通勤している場合は、本務とする任命権者にそれらの通勤の実情を届け出るものとする。
- 2 通勤経路の変更には、勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含むものとする。
- 3 負担する運賃等の額の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含むものとする。

規則第4条関係

新潟市給与条例(昭和32年新潟市条例第60号。以下「条例」という。)第14条の2第1項の職員が任命権者を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は当該職員の通勤手当認定簿の写しを異動後の任命権者に送付するものとする。離職の日又はその翌日(当該翌日が市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。)に任命権者を異にして新たに俸給表の適用を受けることとなる場合についても、同様とする。

規則第6条関係

2以上の種類を異にする普通交通機関等(この条に規定する普通交通機関等をいう。以下同じ。)を乗り継いで通勤する職員の普通交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する普通交通機関等は、原則として、通常の通勤の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれないものとする。

規則第8条関係

この条の第1項第3号の「人事委員会の定める普通交通機関等」は、通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。以下この項において同じ。)又はハイヤー(同法第2条第2項に規定するハイヤーをいう。以下この項において同じ。)以外でない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするとき(通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するときを除く。)におけるタクシー又は

ハイヤーとし、同号の「人事委員会の定める額」は、原則として、これらの利用距離に応じた給与条例第14条の2第2項第2号の規定の例による額とする。

規則第12条関係

- 1 この条の「通勤の実情に変更を生ずる」とは、例えば、通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（規則第13条関係第2項及び規則第17条関係第7項において「異動等」という。）の前よりも通勤時間、通勤距離又は利用する交通機関等の数が増加することとなることなどが含まれる。
- 2 この条の「通勤事情の改善」には、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に比べて、新幹線鉄道等を利用して通勤するものとした場合の通勤時間が長くなる時は含まれないものとする。

規則第13条関係

- 1 この条の第2号の「駅等」には、新幹線鉄道等の特別急行列車の停車駅及び高速自動車国道のインターチェンジ（高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設をいう。）などが含まれる。
- 2 この条の第3号の「人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの」は、異動等の直前の勤務公署において、新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第36号）第5条第2項第2号の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認める職員であった者が、当該異動又は公署の移転に伴い、職務の遂行上住居を移転する直前の居住地に転居した場合における当該転居後の住居その他これに類する住居として人事委員会が認める住居とする。

規則第14条関係

規則第21条第1項ただし書に該当する場合における条例第14条の2第3項第1号に規定する特別料金等相当額（規則第19条関係第3項において「特別料金等相当額」という。）は、通用期間が支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である特別料金等の額が含まれた定期券（規則第4条に規定する定期券をいう。以下同じ。）の価額と通用期間が当該支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額又は特別料金等の額が含まれた通勤21回分（規則第9条第1項各号に掲げる職員にあっては、平均1月当たりの通勤所要回数分。以下この項並びに規則第20条関係第5項及び第6項において同じ。）の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃等の額との差額とする。

規則第15条関係

この条の第2号の「駅等」は、規則第13条関係第1項に定めるところと同様とする。

規則第16条関係

- 1 この条の「通勤事情の改善」は、規則第12条関係第2項に定めるところと同様とする。
- 2 この条の第2号の「通勤の実情に変更を生ずる」は、規則第12条関係第1項に

定めるところと同様とする。

規則第 17 条関係

- 1 この条の第 1 項の「通勤事情の改善」は、規則第 12 条関係第 2 項に定めるところと同様とする。
- 2 この条の第 1 項第 1 号の「通勤の実情に変更を生ずる」は、規則第 12 条関係第 1 項に定めるところと同様とする。
- 3 この条の第 1 項第 2 号及び第 3 号の「満 18 歳に達する日」とは、満 18 歳の誕生日の前日をいう。
- 4 この条の第 1 項第 3 号の「これらに相当するもの」には、民間企業等に勤務する配偶者が勤務地を異にする異動又は配偶者が在勤する民間企業等の事業所等の移転を含み、配偶者の転職により異なる民間企業等に勤務することに伴い、勤務地を異にする事業所等に勤務することとなることは含まないものとする。
- 5 この条の第 1 項第 3 号の「職員及び配偶者の通勤を考慮した地域」には、例えば、職員の勤務公署と配偶者の勤務公署との中間地点に当たる地域や、職員及び配偶者のそれぞれの通勤距離又は通勤時間が同等程度となる地域並びに職員又は配偶者の勤務公署が所在する地域を含み、転居により職員及び配偶者の勤務公署等のいずれからも離れることとなるような地域は含まないものとする。
- 6 この条の第 1 項第 4 号の「近隣の住居」は、職員又は配偶者の父母の住居から徒歩により移動するものとした場合の距離が 2 キロメートル未満の範囲内にある住居をいう。
- 7 この条の第 1 項第 5 号の「人事委員会の定める職員」は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 異動等に伴い転居したことのある職員で、過去 6 年以内において当該異動等の直前に居住していた住居（規則第 13 条に規定する住居を含む。）に再び転居したもののうち、条例第 14 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該居住していた住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。）及びこれに準ずる職員として人事委員会が定める職員
 - (2) 条例第 14 条の 3 の 3 に規定する国、他の地方公共団体等の職員であった者から人事交流等により俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、国、他の地方公共団体等の職員としての在職を俸給表の適用を受ける職員としての在職と、その間の勤務箇所を条例 14 条の 2 第 3 項又は前号の公署とみなした場合に、当該人事交流等により俸給表の適用を受ける前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該適用以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員
 - (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例

(平成元年新潟市条例第 34 号) 第 2 条第 1 項又は新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成 13 年新潟市条例第 35 号) 第 2 条第 1 項の規定による派遣(以下この号において「外国機関等派遣等」という。)から職務に復帰した職員のうち、外国機関等派遣等の期間中の勤務箇所を条例第 14 条の 2 第 3 項又は第 1 号の公署とみなした場合に、当該職務への復帰前から引き続き同項若しくは同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員又は当該職務への復帰以後に同号に規定する職員たる要件に該当することとなる職員

- (4) 条例第 14 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給される職員から引き続いてこの条の第 1 項第 4 号に規定する職員となった者で、同号に規定する介護の終了等に伴い、同号の規定が適用される直前に居住していた住居に再び転居したもののうち、条例第 14 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認めるものに限る。)
- (5) この条の第 2 項第 2 号の「駅等」は、規則第 13 条関係第 1 項に定めるところと同様とする。

規則第 18 条関係

この条の第 2 項又は第 3 項の規定により「その際支給する」場合には、その日以後において計理上処理できる限り速やかに支給するものとする。

規則第 19 条関係

- 1 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者(新潟市教育職員給与条例(昭和 34 年新潟市条例第 17 号) 第 4 条第 1 項に規定する俸給表の適用を受けていた者から引き続き俸給表の適用を受けることとなった者を除く。)又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に条例第 14 条の 2 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第 1 項の規定による支給の開始又はこの条の第 2 項の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 2 この条の第 1 項ただし書(この条の第 2 項において準用する場合を含む。)の「15 日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱い(扶養手当の運用について条例第 14 条及び規則第 3 条関係第 3 項及び第 4 項)の例によるものとする。
- 3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより普通交通機関等に係る通勤手当にあっては条例第 14 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額、新幹線鉄

道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当にあっては特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額が改定されることとなった場合等をいう。

- 4 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当(次項の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。
- 5 規則第18条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合において、同項に規定する期間(以下この項並びに規則第20条関係第5項及び第6項において「最長支給単位期間」という。)中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、最長支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第2項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

規則第20条関係

- 1 この条の第2項第1号アに規定する事由発生日(以下この規則第20条関係において「事由発生日」という。)が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号アに規定する払戻金相当額(第3項において「払戻金相当額」という。)が0となる場合におけるこの規定に定める額は、0となる。
- 2 この条の第2項第1号アの「人事委員会の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。
 - (1) この条の第1項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)
 - (2) この条の第1項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - (3) この条の第1項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - (4) この条の第1項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(療養休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であつて、その後の事情の変更によりやむを得ず当該療養休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月)
- 3 規則第21条第1項ただし書に該当する場合における払戻金相当額は、次の各号に掲げる定期券の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。
 - (1) 普通交通機関等に係る定期券 距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生日の末日にしたものとして得られる額(次号及び次項において「普通交通機関等払戻金相当額」という。)
 - (2) 新幹線鉄道等に係る定期券 特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻し

を事由発生月の末日にしたものとして得られる額と普通交通機関等払戻金相当額との差額（次項において「特別料金等払戻金相当額」という。）

4 この条の第2項第1号イの「人事委員会の定める額」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通用期間が6月を超える定期券のみを使用している場合 この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号に規定する改定がなされた後に1月当たりの通勤手当算出基礎額（規則第18条第4項に規定する1月当たりの通勤手当算出基礎額をいう。以下この項において同じ。）が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

ア 普通交通機関等に係る定期券 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額（以下この項及び第6項において「支給単位期間における残価額」という。）

イ 新幹線鉄道等に係る定期券 定期券の特別料金等の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得られる額（以下この項及び第6項において「支給単位期間における特別料金等残価額」という。）

(2) 通用期間が6月を超える定期券と通用期間を支給単位期間と同じくする定期券とを併用している場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア この条の第1項第2号に掲げる事由が生じた場合 当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額（同号に規定する改定がなされた後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、次に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額）

（ア）通用期間が6月を超える定期券 普通交通機関等に係る定期券に係る支給単位期間における残価額及び新幹線鉄道等に係る定期券に係る支給単位期間における特別料金等残価額の合計額

（イ）通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 普通交通機関等払戻金相当額及び特別料金等払戻金相当額の合計額

イ この条の第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合 その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、ア（ア）及び（イ）

に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれア（ア）又は（イ）に定める額の合計額

5 この条の第2項第2号アの「人事委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

(2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号アに規定する月数(次号において「残月数」という。)を乗じて得た額

(3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る給与条例第14条の2第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

6 この条の第2項第2号イの「人事委員会の定める額」は、15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はこの条の第1項各号に掲げる事由に係る支給単位期間における残価額及び支給単位期間における特別料金等残価額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)とする。ただし、規則第18条第4項に規定する通勤手当を支給されている場合にあっては、次に掲げるいずれか低い額(事由発生月が最長支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0)とする。

(1) 15万円に事由発生月の翌月から最長支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額

(2) その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、第4項第2号ア（ア）及び（イ）に掲げる定期券の区分に応じ、それぞれ同号ア（ア）又は（イ）に定める額の合計額及び次に掲げる額の合計額

ア 最長支給単位期間において使用されるべき次に掲げる普通交通機関等及び新幹線鉄道等に係る定期券の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

(ア) 通用期間が6月を超える定期券 当該定期券に係る支給単位期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの当該支給単位期間に係る6月超定期券支給基本額及び6月超新幹線等定期券支給基本額の合計額

(イ) 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券 その通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額及び特別料金等相当額の合計額

イ 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額及び新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分の特別料金等相当額に残月数を乗じて得た額の合計額

ウ 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る条例第14条の2第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

- 7 この条の第3項の規定により事由発生月の翌月以降に支給される給与からこの条の第2項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項に定める額に満たない場合には、当該年度内においてその日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。
- 8 この条の第2項に定める額は、返納に係る通勤手当を支給した俸給の支給義務者に対して返納させるものとする。

規則第21条関係

- 1 この条の第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。
- (1) 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等及び市の休日により月の初日から末日までの期間の全日数にわたり当該月に通常の勤務公署に勤務しないこととなることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされている期間の終了
 - (2) 地震、水害、火災その他の災害の被害により運行を休止している交通機関等の運行再開（これにより通勤経路が変更されることとなるものに限る。）
 - (3) この条の第2項又は前号の事由に準ずるものとして人事委員会が認める事由
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第2項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。
- (1) 前項第1号に掲げる事由 当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされている期間の終了する日の属する月
 - (2) 前項第2号に掲げる事由 運行を休止している交通機関等の運行を再開する日の属する月の前月（その日が月の末日である場合にあっては、その日の属する月）